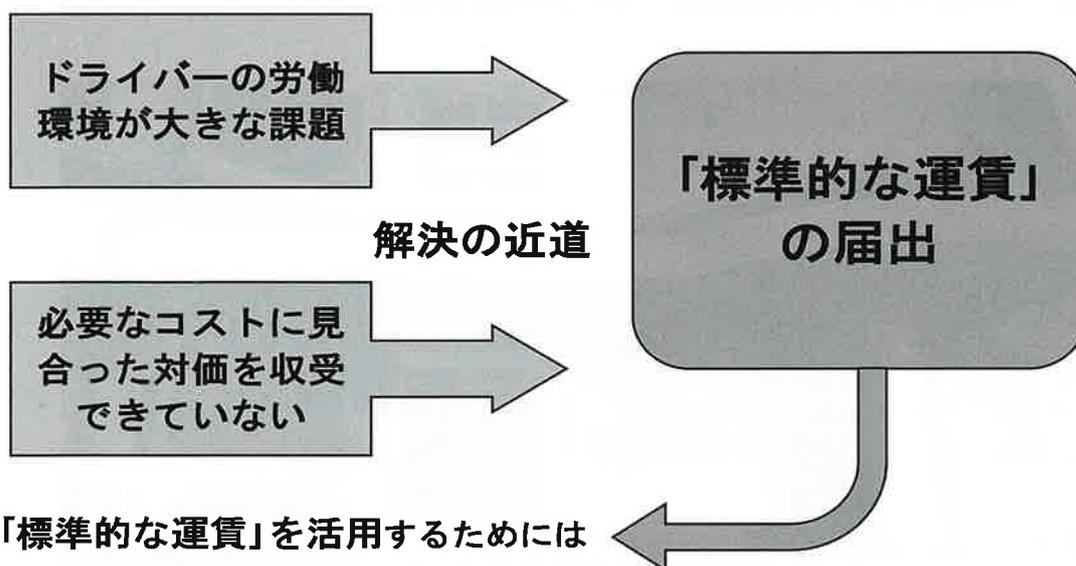


「標準的な運賃」の届出はお済みですか？

～経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発展を図るために～

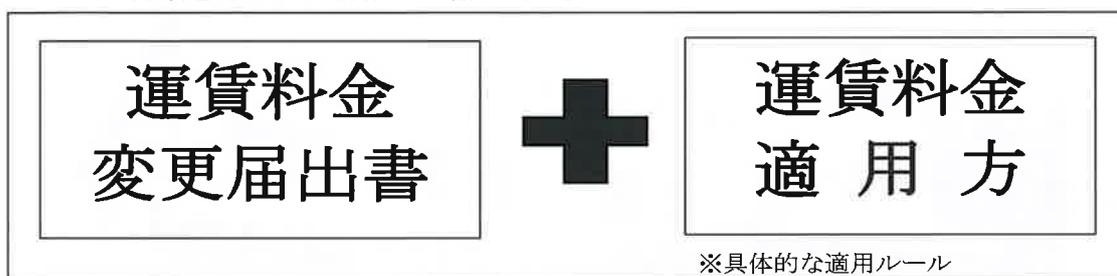
令和2年4月に国土交通省は、トラック運送事業における適正な運賃・料金の收受に向けて「標準的な運賃」を告示しました。

▶ 「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的に創設されました。



運賃・料金の変更届の提出が必要です。

次の二つの書類を作成し、管轄の運輸支局に提出してください。



「標準的な運賃」届出書フォーマットは、全ト協のホームページをご参照ください。

全ト協 標準的な運賃



本件に関するお問合せ (公社)長野県トラック協会
☎ 026-254-5151